



共に支え合う社会をめざして



● 第3次 函館市地域福祉計画 ●

(平成26年度～平成30年度)



函 館 市



少子高齢化や核家族化の進行，地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化，また，引きこもりや支援拒否などによる社会からの孤立，虐待，暴力など，福祉を取り巻く環境が複雑・多様化してきているなかで，これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題，例えば，公的な制度の対象としてはふさわしくないニーズや制度の谷間にある人への支援，あるいは個々の制度だけでは不十分となるケースへの対応などの課題が生じてきています。

これらの課題に対応するためには，住民・地域・行政が地域福祉の考え方を共有し，地域における支え合いの仕組みとして取り組んでいく必要があります。本市においては，そのような仕組みづくりをめざし，これまで第1次，第2次の地域福祉計画を策定し，地域福祉の理念の普及に努めるとともに様々な取組みを実践してきましたが，地域福祉のさらなる展開を図るため，このたび「第3次函館市地域福祉計画」を策定しました。

一人ひとりが地域福祉を身近なものにとらえ，その意義と必要性を認識するには時間がかかります。第3次計画を推進するなかで，共に支え合う意識を育み，地域活動への主体的な参加を促進するとともに，これまで以上に住民・地域・行政が手を携えることにより，誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる「共に支え合う社会」の構築を一步一步，着実に進めてまいりたいと考えております。

結びにあたり，この計画の策定に関し，貴重なご意見やご提言をいただきました計画策定委員会委員や地域福祉懇談会ご参加の皆様をはじめ，意識調査にご協力いただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成26年3月

函館市長 工藤 壽樹

目次

はじめに

I 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉とは何か	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	1
II 地域福祉計画と他施策との関係	2
1 福祉のまちづくり条例との関係	2
2 既存計画との関係	2
III 地域福祉を取り巻く現状	4
1 函館市の現状	4
(1) 人口と高齢化率の状況	4
(2) 世帯の状況	5
(3) 障がいのある人の状況	6
(4) 合計特殊出生率・出生数の状況	7
(5) 町会加入率の状況	8
(6) ボランティア登録者の状況	9
(7) NPO法人の状況	10
2 地域福祉に関する意識調査の概要	11
IV 地域福祉計画の考え方	14
1 地域福祉の基本理念	14
(1) 住民参加	14
(2) 共に生きる社会づくり	14
(3) 男女共同参画	14
(4) 福祉文化の創造	14

2	計画の基本的方策	15
3	計画の体系図	16
V	計画の基本的方策と具体的な事例	18
1	地域での支援体制の構築	18
2	住民参加・人材育成の促進	20
3	活動団体の連携体制の整備	22
4	情報の共有化の促進	24
5	地域資源の活用	26
6	共に支え合う意識づくり	28
VI	地域福祉計画を推進するための施策	30
1	適切な圏域の設定	30
2	地域福祉コーディネーターの配置	30
3	モデル地区での実践	31
4	地域福祉活動の核となる人材の育成	31
VII	計画の推進	32
	地域での支援体制（イメージ図）	33
	資料編	
・	計画策定の経過	35
・	函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱	36
・	函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿	38

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行，地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化，さらには，生活の質や豊かさを重視する志向の高まりなど，地域社会を取り巻く環境が大きく変化してきています。

また，引きこもりや支援拒否などによる社会からの孤立，虐待，暴力などの社会問題が増加してきているなかで，これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題，例えば，公的な制度の対象としてはふさわしくないニーズや制度の谷間にある人への支援，あるいは個々の制度だけでは不十分となるケースへの対応などの課題が生じてきています。

このため，行政に加えて，住民や地域が主体的に活動し，三者が問題意識を共有しながら連携することによって，誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる「共に支え合う社会」を構築することが求められています。

2 地域福祉とは何か

地域福祉とは，地域住民や社会福祉法人，ボランティア，事業者などが相互に協力して，福祉サービスを必要とする人も必要としない人も，同じ地域社会の一員として日常生活を営み，自分の意思で様々な社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことです。

地域福祉を進めていくためには，すべての市民が福祉に対する理解を深め，地域での各種活動に積極的に参加するとともに，地域で活動する団体，事業者などと様々な情報を共有するなどにより，住民・地域・行政が相互に連携・協力していくことが大切です。

3 計画の位置付け

公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題を解決するためには，地域福祉という考え方を共有し，地域における支え合いの仕組みとして取り組んでいく必要があります。

地域におけるこれらの課題は，誰にも起こり得るものであり，住民の間でそれを共有し，解決に向かうような仕組みをつくっていくことは，地域の人々が安全・安心に暮らせることにつながっていくものと考えます。

本市においては，そのような仕組みづくりをめざし，平成16年度に地域福祉計画を策定し，地域福祉の理念の普及に努めるとともに，地域福祉についてより具体的に取り組むため，平成20年度には第2次函館市地域福祉計画を策定しました。

第2次計画では，地域福祉コーディネーターの配置やモデル地区の指定により，様々な取組みを実践してきましたが，地域福祉のさらなる展開を図るため，第3次函館市地域福祉計画を策定しました。

4 計画の期間

計画の期間は，平成26年度から平成30年度までの5か年とします。

II 地域福祉計画と他施策との関係

1 福祉のまちづくり条例との関係

福祉のまちづくり条例では、その目的を「すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくため、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組んでいかななくてはならない」とし、市、事業者および市民は、この目的に向かって、連携・協力しながら取り組むこととしています。

したがって、福祉のまちづくり条例の目的を達成するためには、個人の特性や多様性を認め合い、住民が相互に支え合い、連携し合うことのできるシステムづくりが不可欠ですが、この取り組みこそ、地域福祉の推進そのものであることから、地域福祉計画と福祉のまちづくり条例がめざすまちの姿は同じものです。

2 既存計画との関係

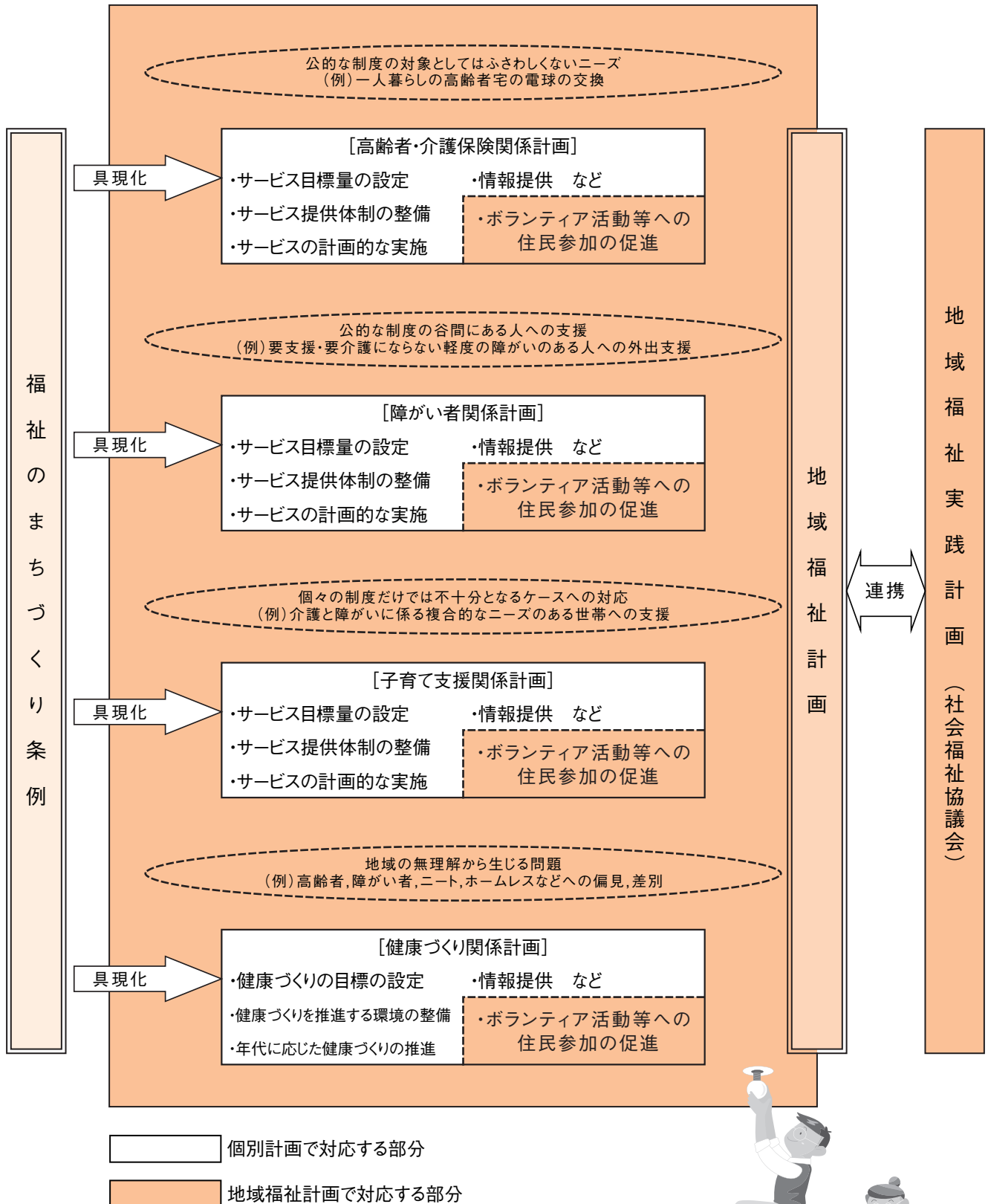
本市においては、これまでも、福祉のまちづくり条例の目的を具現化するために、個別計画として高齢者や障がい者、子育て支援、健康づくりに関する計画をそれぞれ策定し、目標量の設定やサービス提供体制の整備等を図るとともに、ボランティア活動などへ積極的な参加を促進してきました。

地域福祉計画は、こうした住民参加の取り組みに加え、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題に住民・地域・行政が地域福祉の理念を共有しながら協働して取り組み、共に支え合う社会をつくるために、地域福祉に係る支援体制や意識づくりなどに関する方策をまとめたものです。

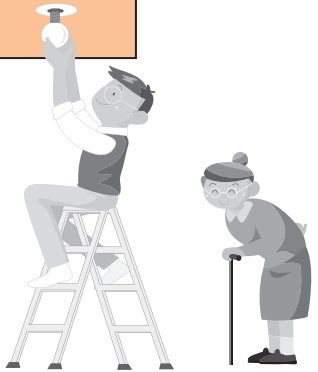
■災害時等の避難行動要支援者への支援■

災害時等における避難支援については、日頃からの支え合いを基本とする、地域福祉の考え方が極めて大切であることから、地域に対しては様々な機会を通じ、地域福祉の意識づくりを図るとともに、災害時等における避難行動要支援者の避難支援に係る基本的な考え方について、新たに計画を策定するなど、市民が地域で安全・安心に暮らすことができる環境づくりを進めます。

<地域福祉計画と他の保健福祉施策との関係（イメージ図）>



※福祉のまちづくり
すべての市民が地域で相互に支え合い、安心して生活するとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加することを可能にするためのあらゆる環境の整備



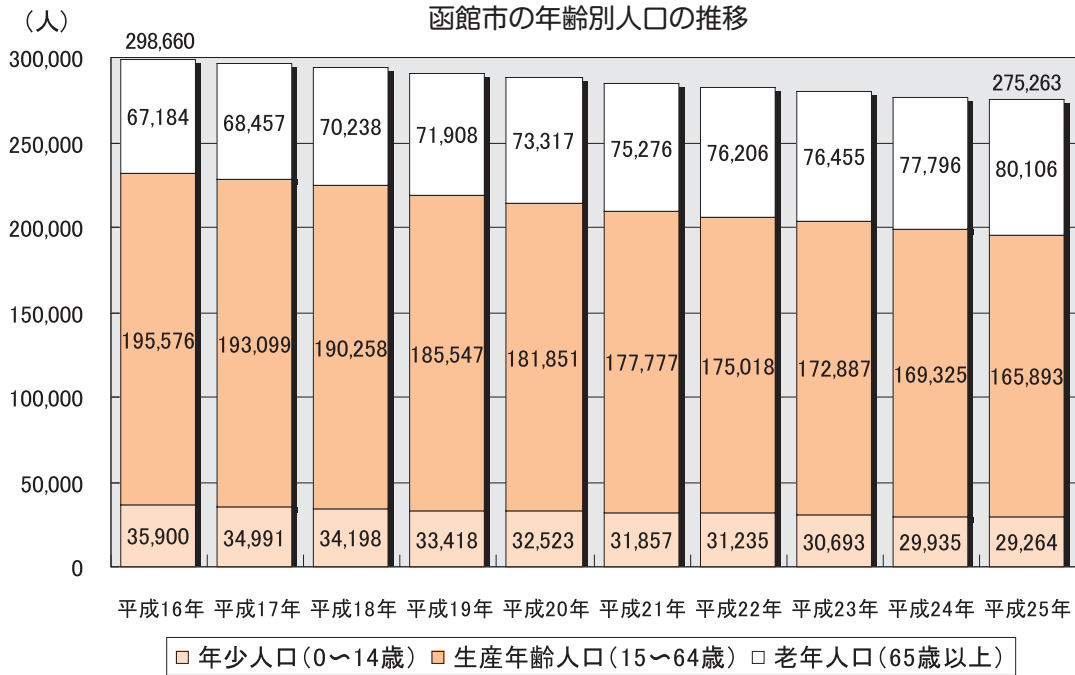
Ⅲ 地域福祉を取り巻く現状

1 函館市の現状

(1) 人口と高齢化率の状況

平成16年から平成25年の10か年の本市の人口の推移を見ると、総人口は298,660人から275,263人と年々減少しています。

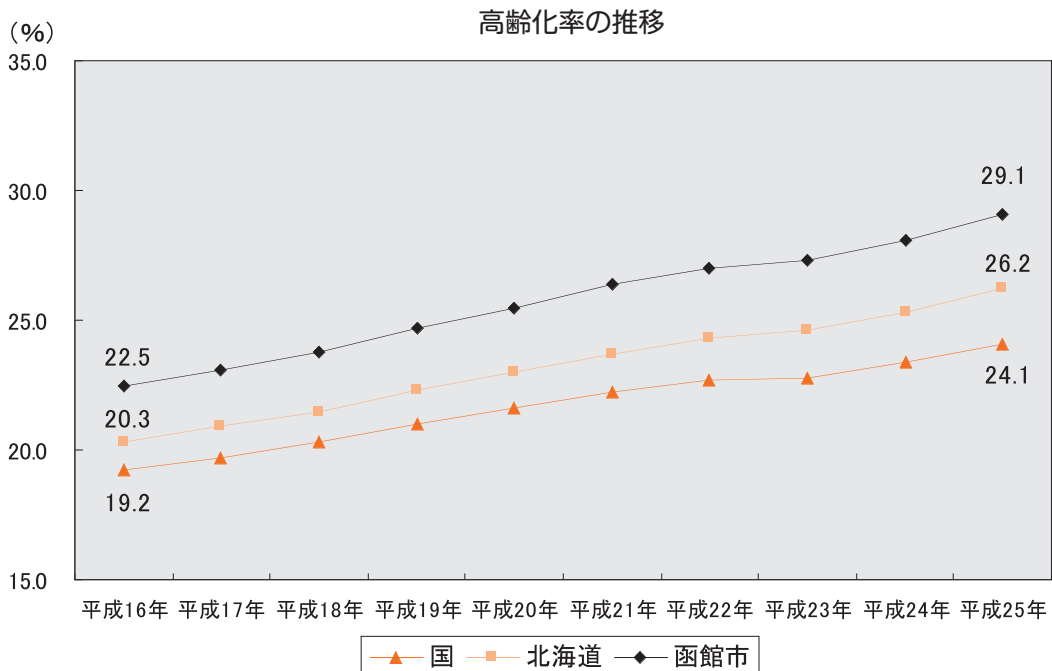
また、年齢別人口では、65歳以上の高齢者が増加し、少子高齢化が進んでいます。



※各年の値は現在の市域による。

(資料:函館市)

※各年の人口は3月末現在の住民基本台帳による。



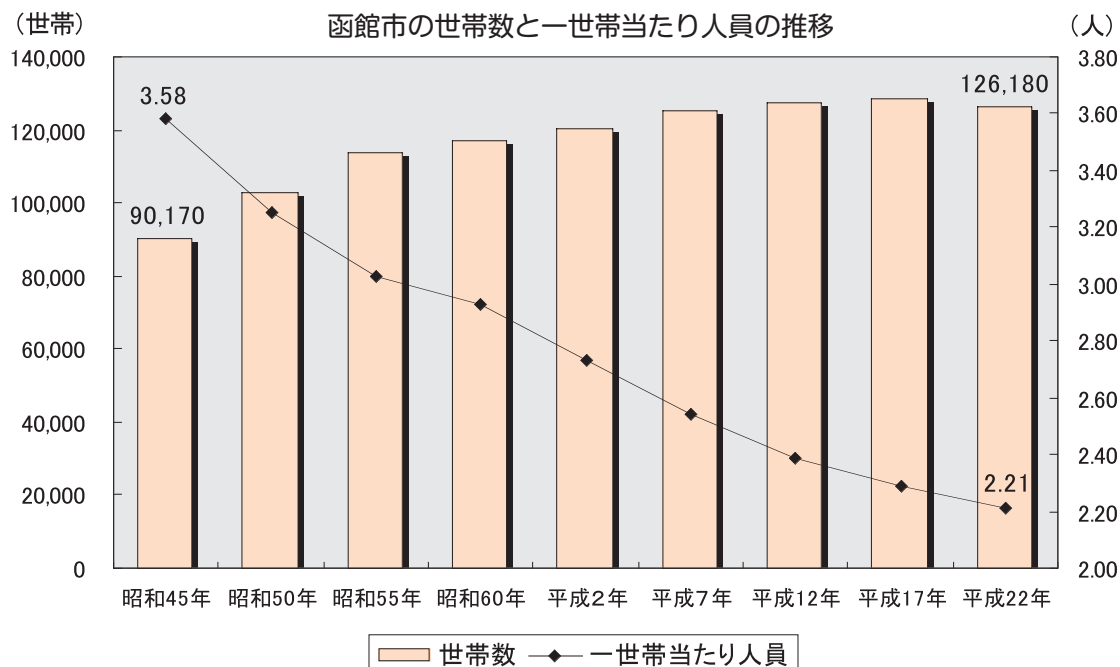
※各年の値は現在の市域による。

(資料:函館市)

※各年の高齢化率は3月末現在の住民基本台帳による。

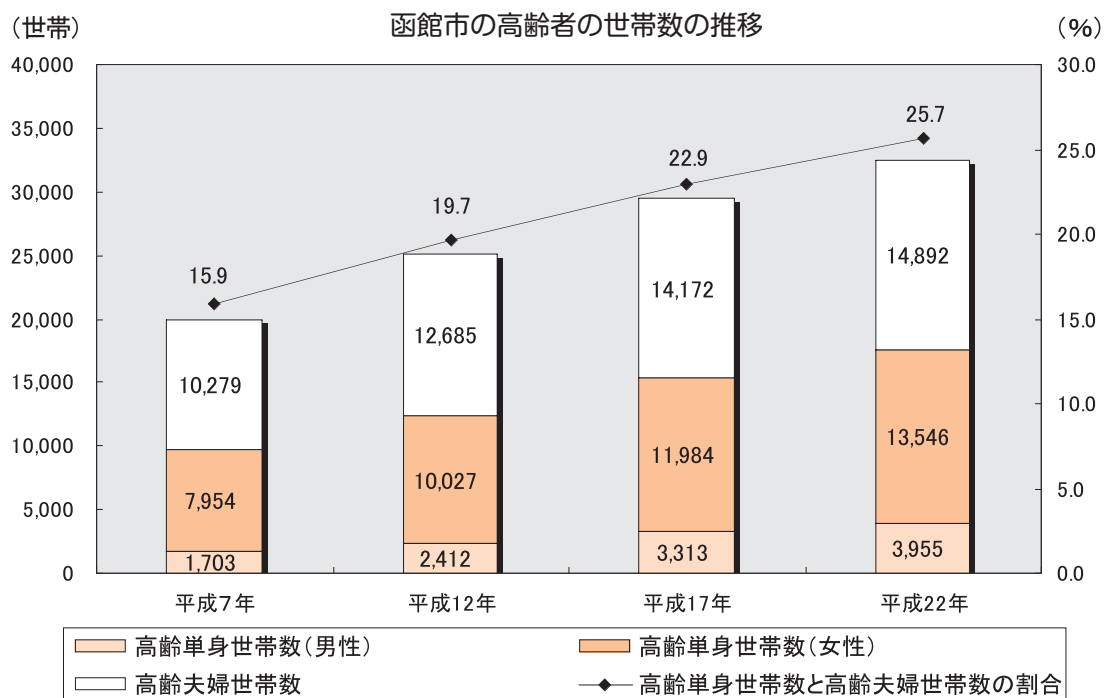
(2) 世帯の状況

一世帯当たりの人員は減少しており、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯は増加しています。



(資料:総務省「国勢調査」)

※各年の値は現在の市域による。



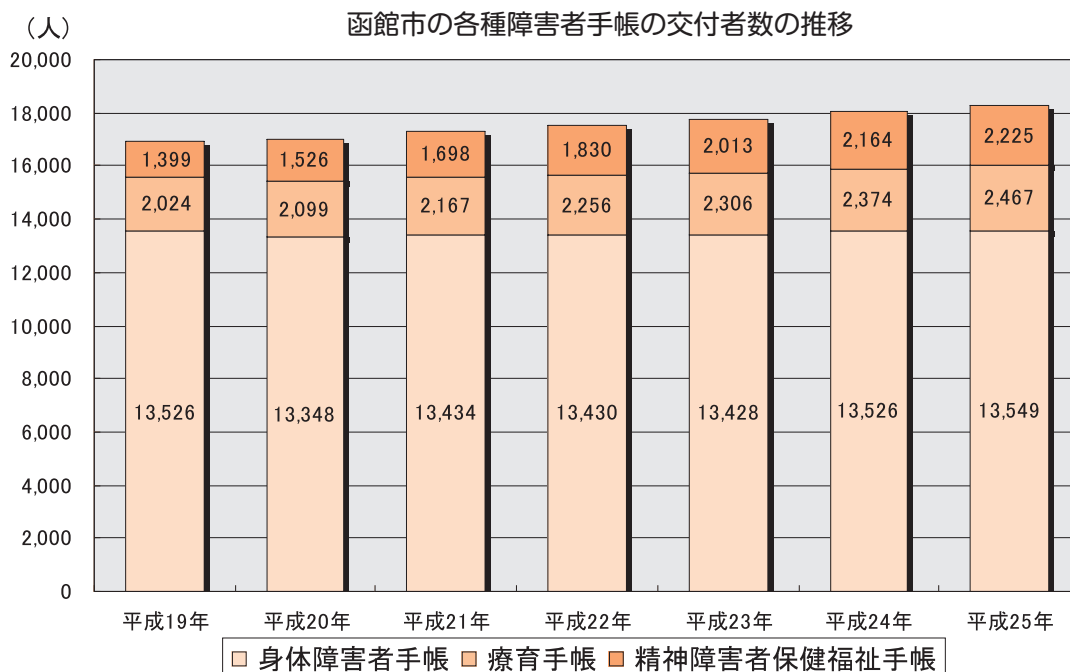
(資料:総務省「国勢調査」)

※各年の値は現在の市域による。

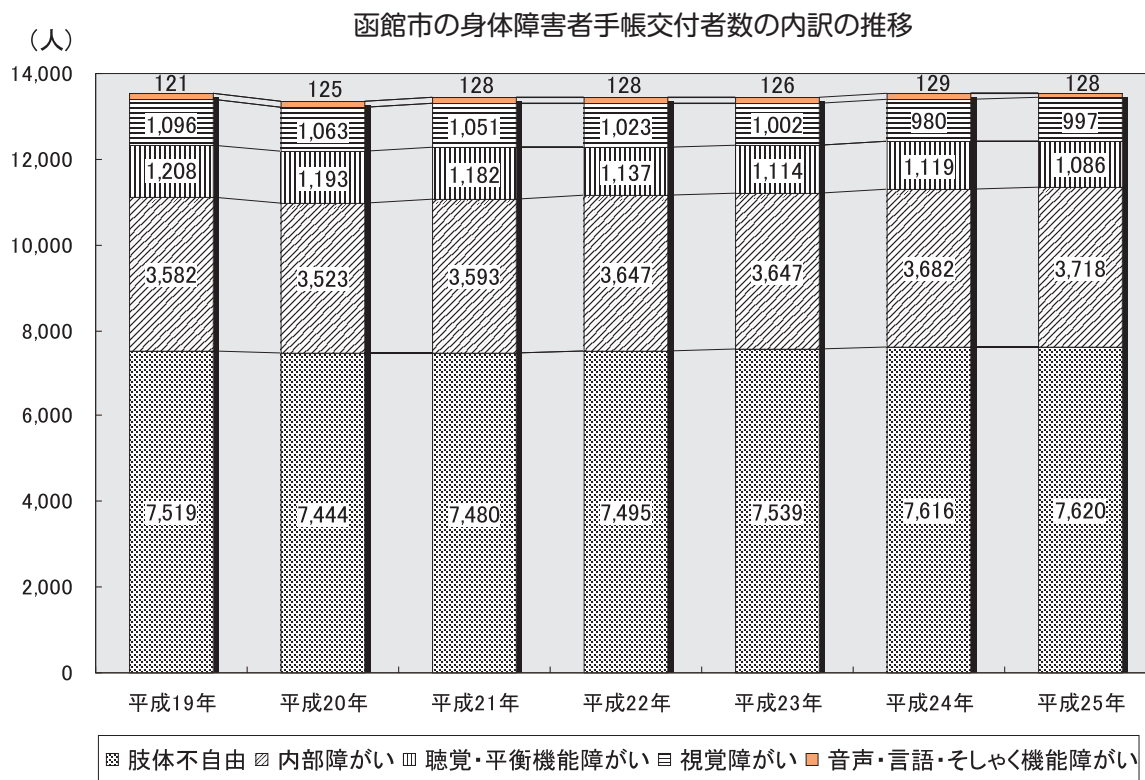
※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの世帯をいう。

(3) 障がいのある人の状況

身体障害者手帳の交付者数がほぼ横ばい傾向であるのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加しています。



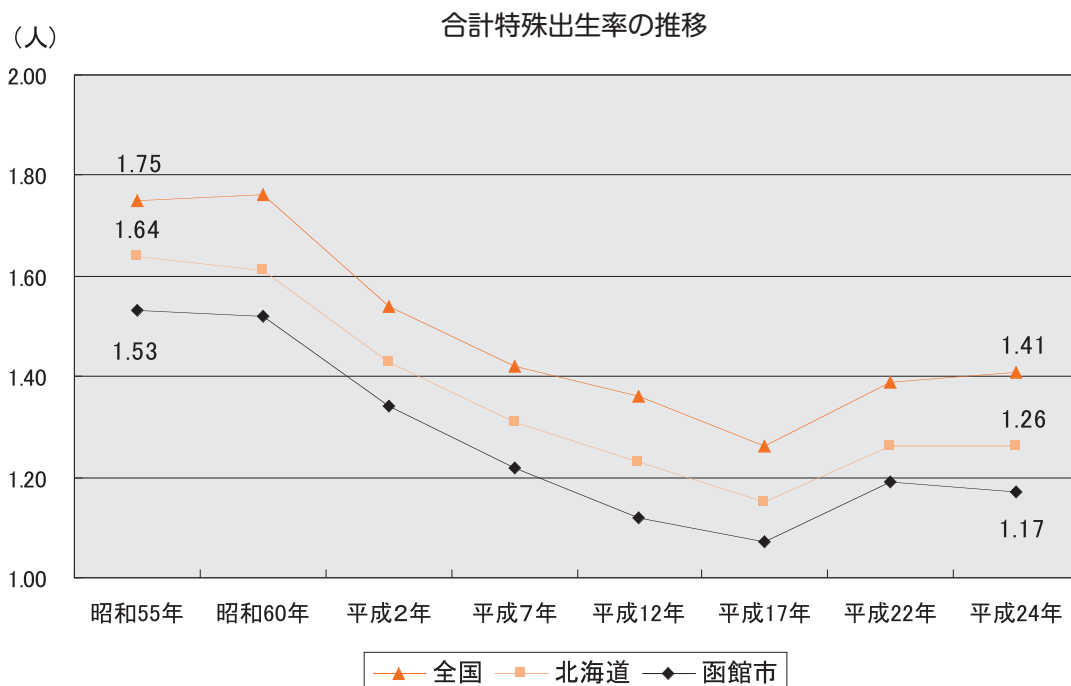
(資料:函館市)



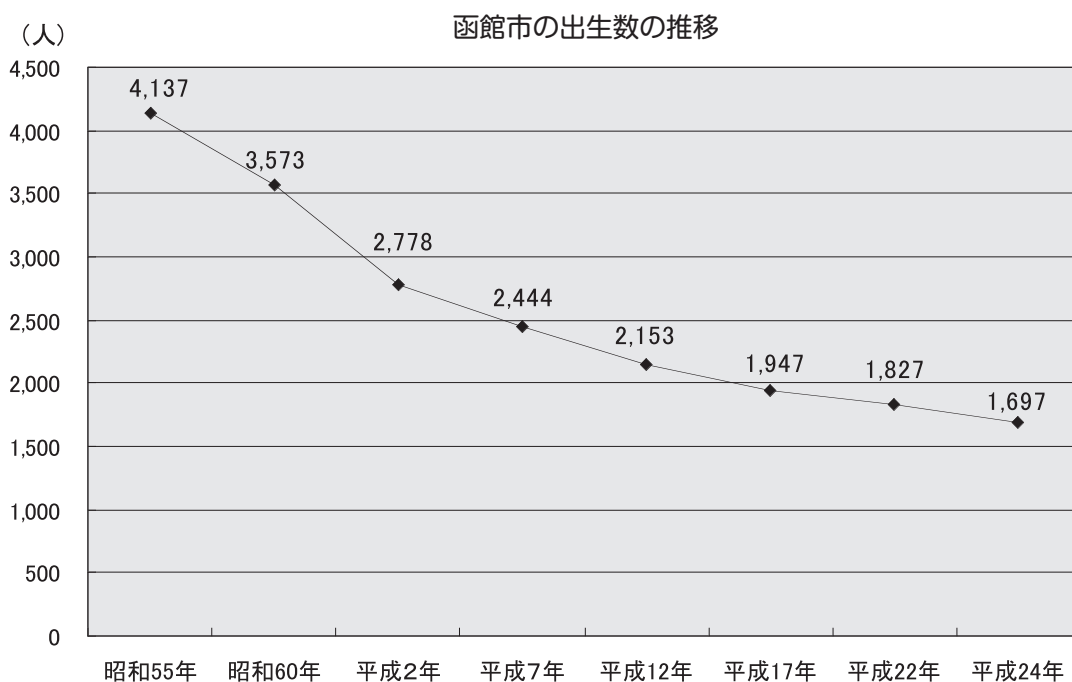
(資料:函館市)

(4) 合計特殊出生率・出生数の状況

本市の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）は全国、北海道の値と比較すると低く推移しており、出生数は減少しています。



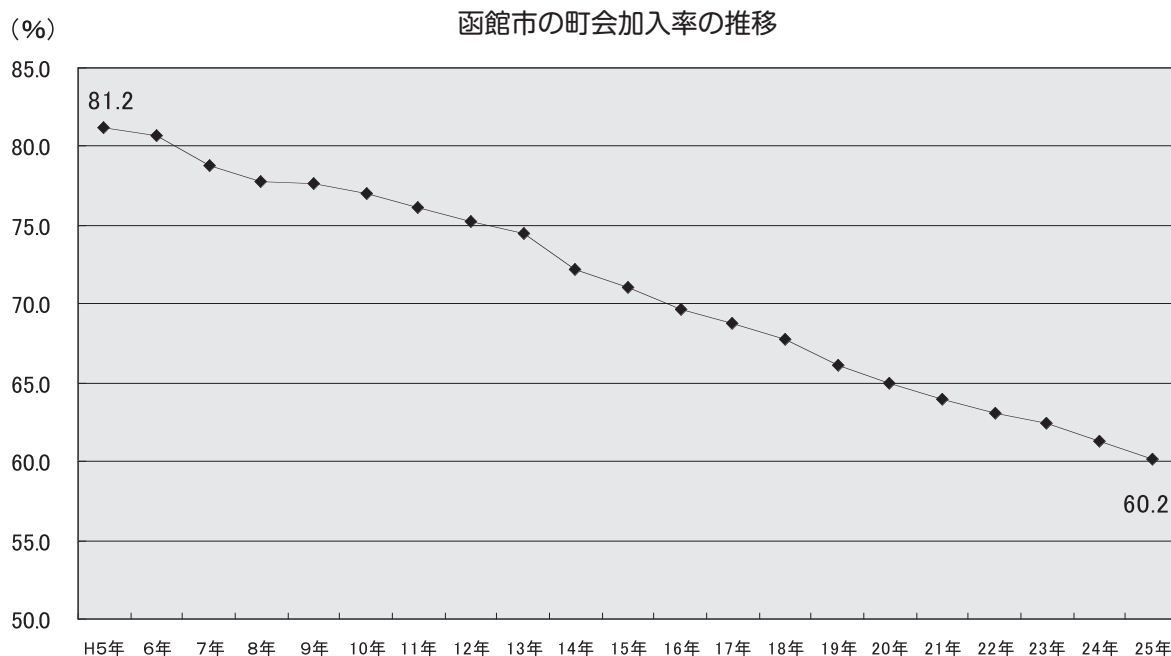
※各年の値は調査時の市域による。（資料：市立函館保健所）



※各年の値は調査時の市域による。（資料：市立函館保健所）

(5) 町会加入率の状況

地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化などにより、町会加入率は年々低下しています。

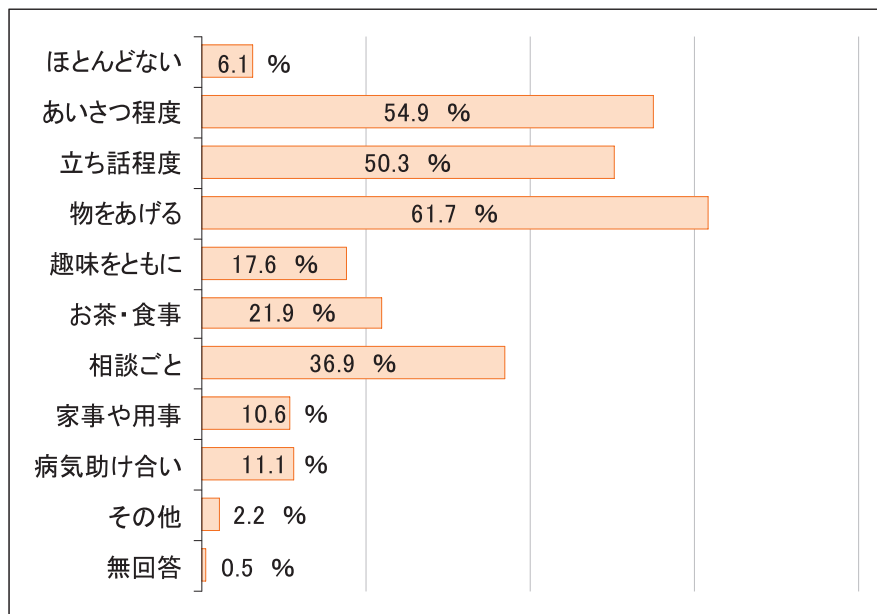


※各年の値は調査時の市域による。

(資料:函館市)

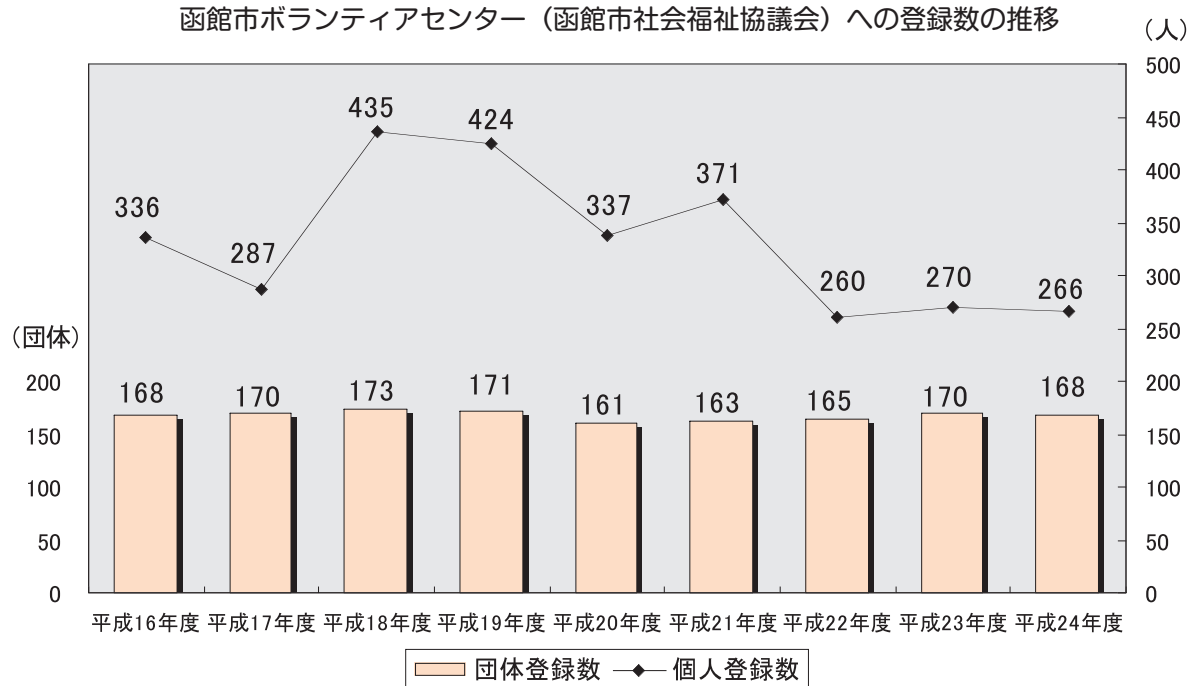
<地域福祉に関する意識調査結果>

近所付き合いの状況 (複数回答)



(6) ボランティア登録者の状況

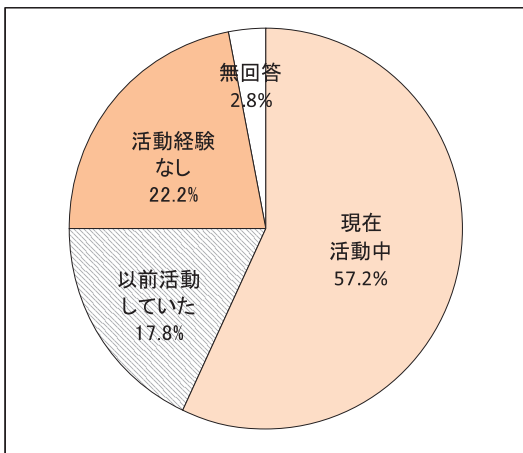
ボランティア活動に対する意識は比較的高いものの、団体登録数、個人登録数ともに、近年はほぼ横ばい傾向にあります。



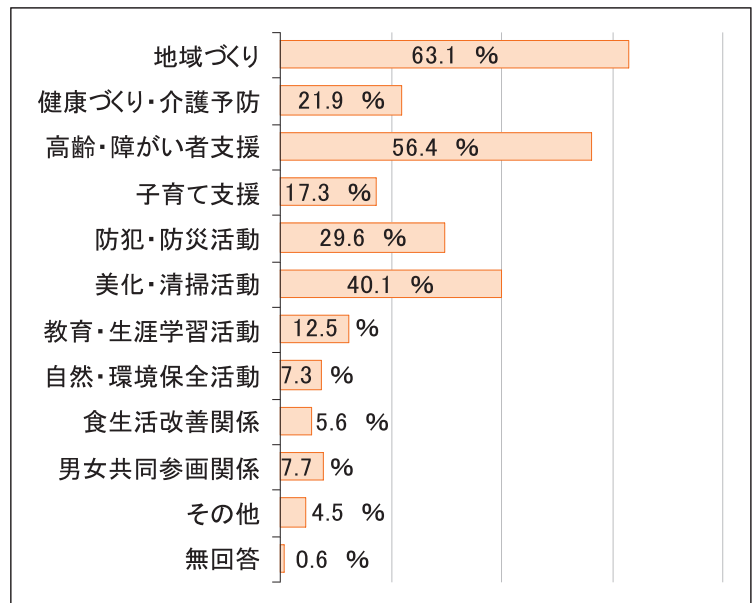
(資料:函館市社会福祉協議会)

<地域福祉に関する意識調査結果>

ボランティア活動の経験 (単一回答)

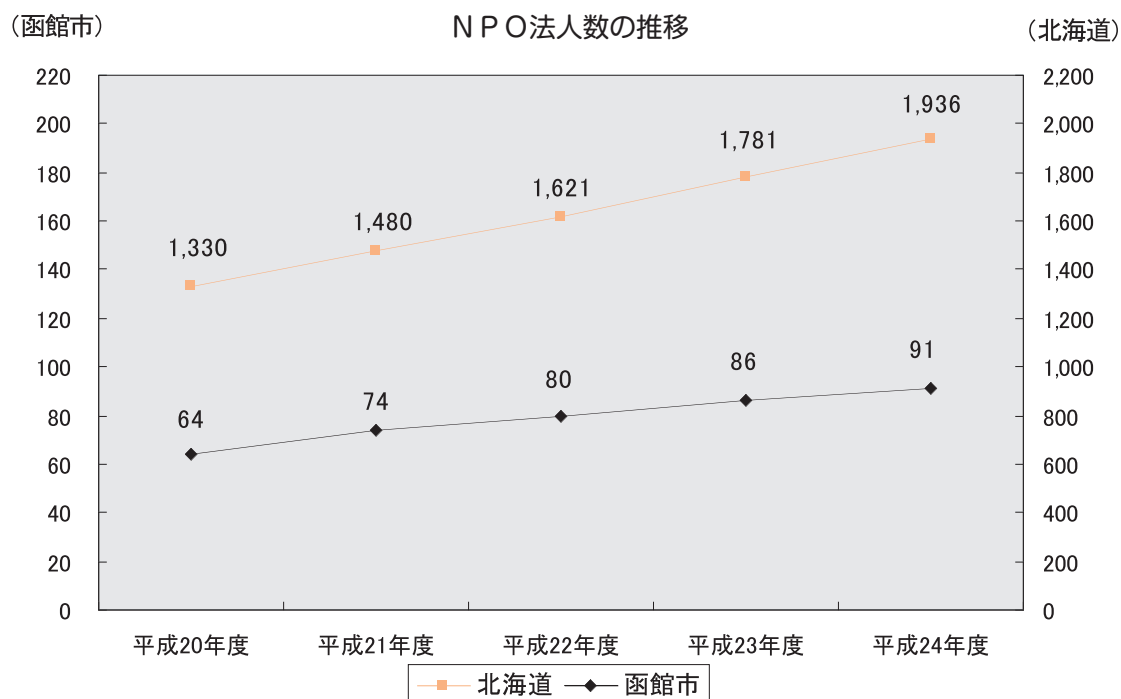


現在活動中の内容 (複数回答)



(7) N P O法人の状況

函館市内に主たる事務所を置くN P O法人数は、年々増加しています。



(資料:北海道)

2 地域福祉に関する意識調査の概要

(1) 調査目的

市民の地域福祉に関する意識や取組み状況を調査することにより、本市における課題や問題点を整理するため、函館市社会福祉協議会と共同で実施しました。

(2) 調査内容

日常的な近所付き合いをはじめ、地域における福祉活動等の参加状況や福祉施策に対する意識、要望について調査を行いました。

(3) 調査方法

無記名、選択式（一部自由記述）によるアンケート用紙を地域活動団体を通じ配布、回収しました。

(4) 調査対象

① 個人：福祉活動に関わる市内の団体、社会福祉法人に所属する個人ならびに市内の高校・大学・専門学校生 1,372名

民生委員・児童委員	函館大妻高等学校
在宅福祉委員	北海道教育大学
函館市身体障害者福祉団体連合会	函館大学
函館市ボランティア連絡協議会	函館短期大学
函館市PTA連合会	函館臨床福祉専門学校
函館市地域包括支援センター(6事業所)	
社会福祉法人	

② 企業等：従業員数50名以上の市内事業所を無作為抽出 160事業所

(5) 有効回答数

① 個人： 1,094名 （回答率 79.7%）

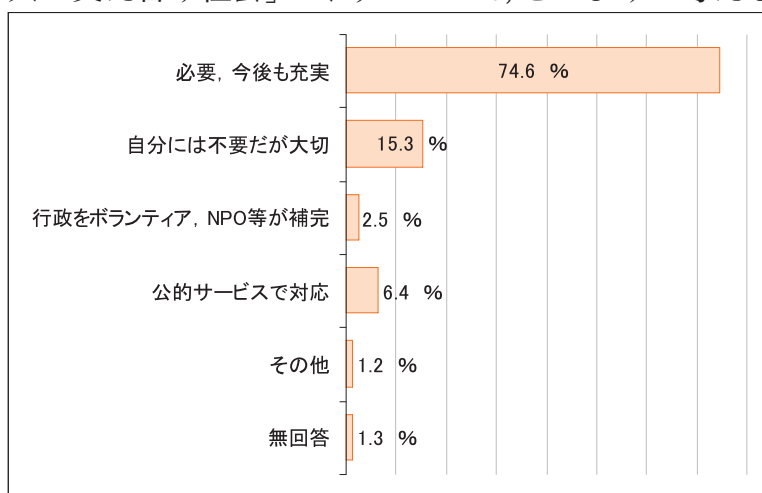
② 企業等： 79事業所（回答率 49.4%）

(6) 調査実施時期

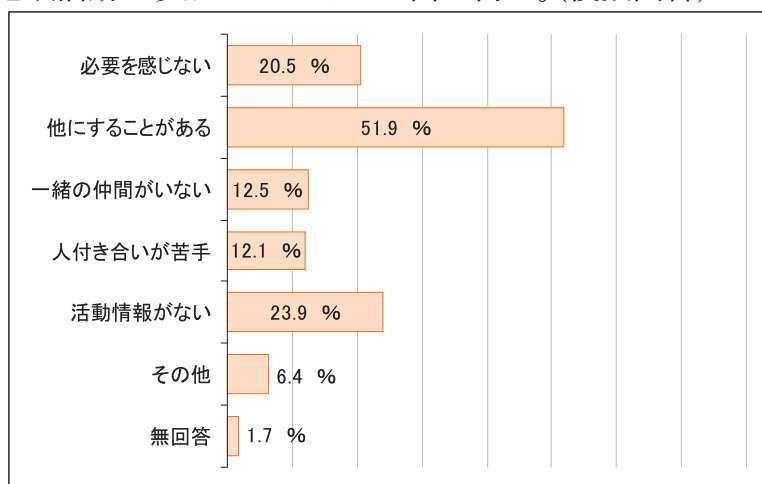
平成25年8月～11月

(7) 主な調査結果 (①から⑤は個人, ⑥は企業等への調査結果)

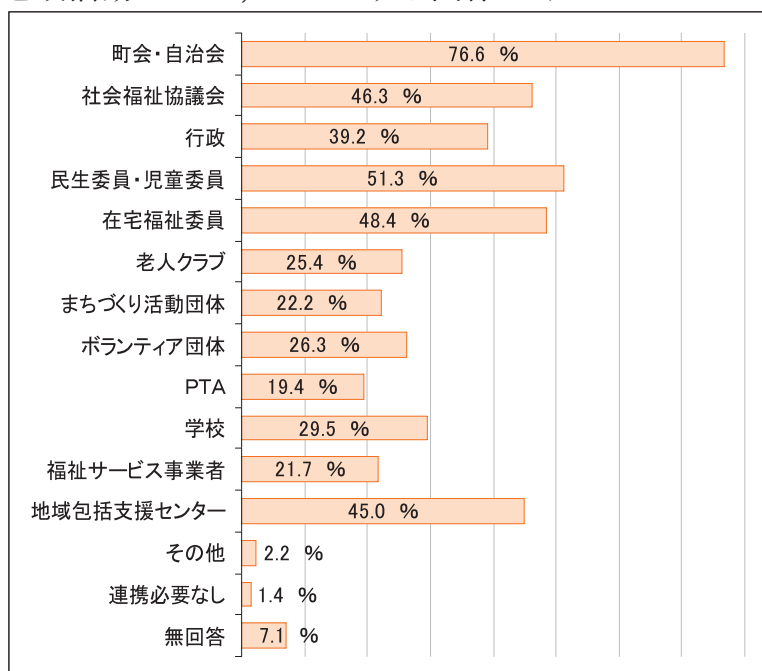
① 「共に支え合う社会」づくりについて、どのように考えるか。(複数回答)



② 地域活動に参加していない理由は何か。(複数回答)

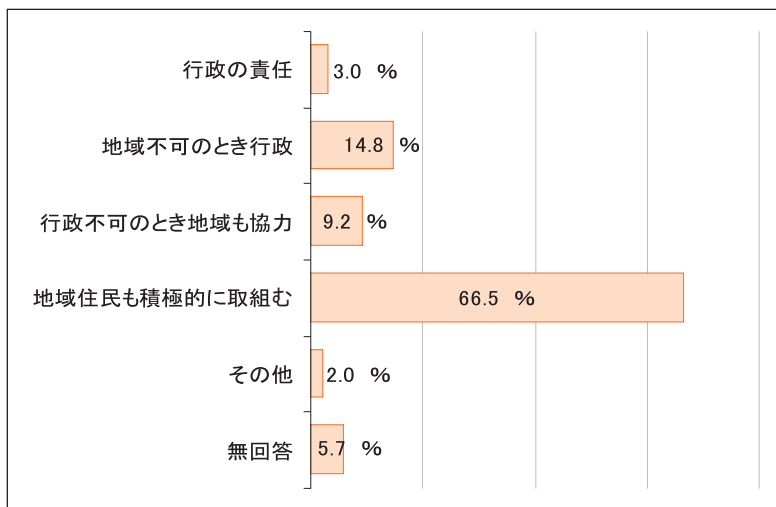


③ 地域活動のため、どのような団体がネットワークに入ることが望ましいか。(複数回答)

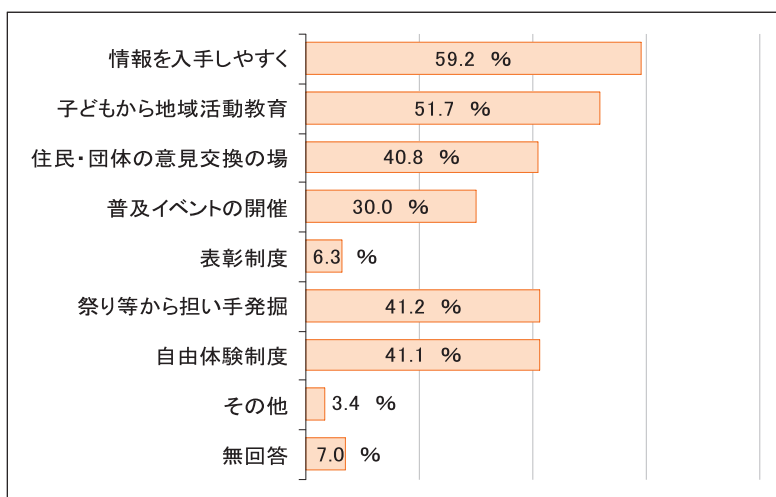


④ 地域福祉を充実させるためには、行政と地域住民の関係はどうあるべきか。

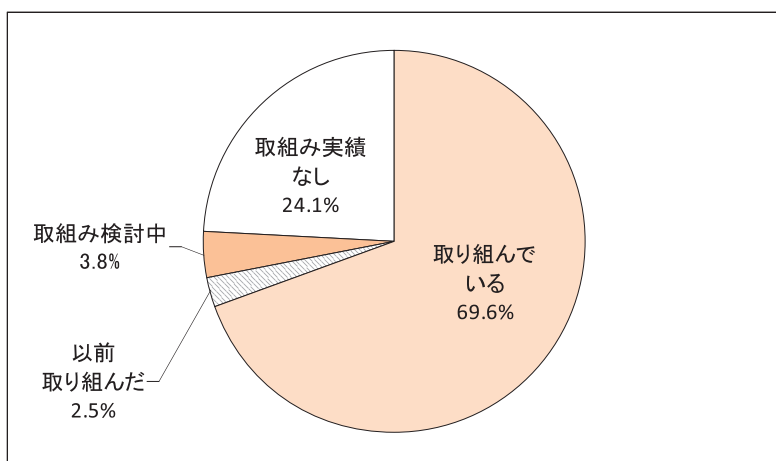
(複数回答)



⑤ どうすれば地域活動が活性化するか。(複数回答)



⑥ 現在、社会貢献活動に取り組んでいるか。(企業等への調査結果)



IV 地域福祉計画の考え方

1 地域福祉の基本理念

本市では、これまでの地域福祉計画において、国が策定指針で示した地域福祉の4つの理念を基本理念としてきましたが、これらは、地域福祉を進めるうえでの包括的な理念であることから、第3次計画においても、これを基本理念とします。

(1) 住民参加

障がいの有無、年齢、性別など、人間にはそれぞれ異なった個性や特性がありますが、こうした特性等を超え、すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されなければなりません。

そして、このような社会は、福祉サービスを必要とする人にも必要としない人にも等しく望ましい社会であるという意識を共有しなければ達成できるものではありません。

したがって、このような意識を共有し、地域福祉を推進していくためには、計画の策定段階から具体的取組みに至る様々な場面において、住民の主体的な参加を進めていくことが必要です。

(2) 共に生きる社会づくり

地域福祉を推進するうえでは、人間の持つ多様性を互いに認め合い、地域社会への参加を促しながら、地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要です。

また、福祉サービスの利用にあたっては、利用者個人の尊厳や基本的人権が尊重されるよう、地域全体で擁護できる仕組みづくりを進めることが必要です。

(3) 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意思決定や諸活動に参画していくことが必要であり、地域福祉を推進するための諸活動は、男女共同参画の視点で展開されることが大切です。

(4) 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会における課題を自らの問題として認識し、それに対応する福祉サービスの提供に主体的に関わるのが重要であり、また、福祉サービスを提供する事業者も自らのサービス提供のあり方に常に目を向け、利用者の立場に立って検証する必要があります。

このような活動の積み重ねが、それぞれの地域における個性ある福祉、すなわち福祉文化を創造していくことにつながります。

2 計画の基本的方策

この計画は、地域福祉の基本理念を踏まえ、さらには、地域福祉懇談会や意識調査等で把握した市の実情を勘案しながら、本市として地域福祉を進めるために必要な取組みを6項目にまとめ、これらを課題解決に向けた基本的方策として位置付け、住民・地域・行政の取組み目標を掲げるとともに、それぞれが連携・協力しながら地域福祉を推進します。

- (1) 地域での支援体制の構築
- (2) 住民参加・人材育成の促進
- (3) 活動団体の連携体制の整備
- (4) 情報の共有化の促進
- (5) 地域資源の活用
- (6) 共に支え合う意識づくり



3 計画の体系図

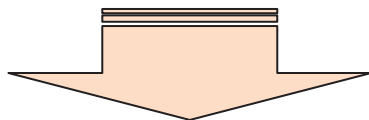
地域福祉の基本理念(14ページ)

1 住民参加

障がいの有無，年齢，性別などを超えて，すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されることが必要

2 共に生きる社会づくり

人間の持つ多様性を互いに認め合い，地域社会への参加を促しながら，地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要



計画の基本的方策(18ページ～29ページ)

基本理念を踏まえ，市として取り組むもの

① 地域での支援体制の構築

【推進の方向性】

- 日常的な近所付き合いの再構築
- 信頼できる人間関係の構築
- 情報の共有化による多方面からの支援体制の構築
- 若い世代や働き盛りの世代が参加しやすい地域活動の設定
- 定年退職後の地域活動への参加の促進
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- お年寄り等の孤立化の防止

② 住民参加・人材育成の促進

【推進の方向性】

- 地域における活動の核となる人材の育成や掘り起こし
- 知識や技術，経験を生かしながら活動に参加できる仕組みの構築
- ボランティアなど地域活動の体験や研修等の機会の提供
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- 住民参加の機会の拡大

③ 活動団体の連携体制の整備

【推進の方向性】

- 活動団体同士の交流，意見交換の機会の設定
- 活動団体が個々に持つ情報の共有や専門的なノウハウを活用した連携
- 企業を含む様々な団体が連携・協働して活動する機会の創出
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築

3 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意思決定や諸活動に参画していくことが必要

4 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会の課題を自らの問題として認識し、福祉サービスの提供に主体的に関わるのが重要であり、福祉サービスを提供する事業者も自らのサービスを利用者の立場に立って検証することが必要

④ 情報の共有化の促進

【推進の方向性】

- 活動団体同士の交流，意見交換の機会の設定
- プライバシーや個人情報の取扱いに関する正しい知識の普及・啓発

⑤ 地域資源の活用

【推進の方向性】

- 地域におけるマンパワーの掘り起こし
- デザインの要素を取り入れたコミュニティ（地域社会）の構築や福祉課題の解決，意識づくりの啓発
- 福祉施設が持つ情報や施設職員が持つ専門的知識の活用
- 地域包括支援センターの機能の拡充
- 社会資源としての企業との連携

⑥ 共に支え合う意識づくり

【推進の方向性】

- 地域住民が主体となって活動するという意識づくり
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 心のバリアフリーの推進
- 地域活動に関する研修等への参加の促進
- 地域住民や活動団体との定期的な意見交換の機会の確保
- 幼少期からの意識づくり

V 計画の基本的方策と具体的な事例

1 地域での支援体制の構築

すべての住民が同じ地域社会を構成する一員や行政、事業者が共に連携・協力するなかで、ることにより、安全・安心に暮らすことができ

【現状と課題】

市民意識の向上と市民ニーズの多様化・複雑化などにより、行政が主体となって提供するサービスのみでは、利用者の実態に合った対応が難しい状況が生じてきていることから、これからの市の福祉施策や事業の展開においては、市民や地域で活動している団体の自由で柔軟な発想が求められています。

- 地域での交流や人とのつながり、連帯感の希薄化
- 地域で活動している特定の人への負担の集中
- 町会の加入率の低下
- 地域活動の担い手の高齢化と後継者の不足
- 公的な福祉サービスを補完する地域活動の必要性
- お年寄りや障がいのある人、子どもに対する虐待の増加
- 引きこもりやニートなど社会的自立に困難を抱えた若者の増加
- 見守りや安否確認のための訪問の拒否による孤立化
- 買い物弱者の増加

【推進の方向性】

地域住民の参加による活動を展開していくためには、活動の意義や必要性を住民自らを理解し、行動することが重要です。

このためにも、町会や民生委員・児童委員、在宅福祉委員、社会福祉協議会、地域福祉コーディネーター、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、福祉施設、地域包括支援センター、医療機関、PTA、学校、企業等の社会資源を活用するとともに、地域において活動の核となる人材の発掘、育成などを通じて、身近な地域で相談やサービスが受けられる体制の強化に努めます。

- 日常的な近所付き合いの再構築
- 信頼できる人間関係の構築
- 情報の共有化による多方面からの支援体制の構築
- 若い世代や働き盛り世代が参加しやすい地域活動の設定
- 定年退職後の地域活動への参加の促進
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- お年寄り等の孤立化の防止

策定委員会・地域福祉懇談会・意識調査での意見等

- ・ 企業などとのネットワークを深く研究してほしい。介護保険の目的である、後期高齢者が一人で自立していけるように支えることを、地域ぐるみでやっていかないと生きていけないと思う。買い物難民に光を当てて深く掘り下げて検討してほしい。
- ・ 在宅福祉委員の高齢化が進み、声かけする方がかけられる方より年上になることもある。声かけをしてくれる若い人は、なかなかいない。
- ・ 民生委員と担当する世帯には長年の付き合いがあるので、交代するのも大変。
- ・ 訪問を拒否する人に、いかに表に出てきてもらうかが大変。
- ・ 隣近所の普段の声かけが一番ではないかと思う。隣近所のなかで声をかけて、お茶を飲むような簡単な集まりの方が輪が広がっていくと思う。普段の付き合いのなかで自然に見守っていく、気遣いをしていく方が大事ではないかと思う。

(意識調査の結果)

- ・ 隣近所の人に、何らかの手助けや手伝いをしたことがあると回答した人は78.4%、また、隣近所の人から、何らかの手助けや手伝いをしてもらったことがある、あるいは、してもらいたいと回答した人は64.7%であった。

であるという意識を持ちながら、地域とのつながりを大切にするとともに、地域住民保健・医療・福祉などのサービスについて、気軽に相談を受け、必要な情報を提供するよう、地域での支援体制の整備を進めます。

私達の目標

- 声かけ等による近隣との日常的なつながりのなかで、見守りや安否確認を自然な形で行えるような近所付き合いを心がける。
- 地域福祉に関心を持ち、自分の知識や技術、経験を生かしつつ、できることから活動に参加していく。
- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、つながりをつくる。
- 普段から何でも話し合える仲間や友達をつくり交流を深める。

地域の目標

- 行政や活動団体、地域住民で福祉に関する話し合いや情報交換ができる機会を設ける。
- 活動団体等が個々に持つ情報を共有し、身近な地域で様々な立場から支援することができる体制をつくる。
- 活発な活動を展開している団体を参考に、自分達の地域の実情に合った取組みを考える。
- 行政と市民をつなぐ活動を充実させる。
- 地域でできることは地域で担うという意識を持つ。
- 住民が関心を持つような活動テーマを設け、参加しやすい環境を整備する。

行政の目標

- 出前講座や定期的な地域福祉懇談会の開催等を通じて、地域の課題を把握しながら、地域福祉の推進を支援する。
- 地域において活動の核となるボランティアやNPO法人等の活動を支援する。
- 地域活動の拠点となる場の確保を支援する。
- 地域活動に関する情報の提供を充実する。
- 福祉施策の立案や推進に、年齢、性別、障がいの有無に関係なく、市民が参画できる機会を提供する。
- 地域の新たな福祉ニーズに柔軟に対応できるよう、企業を含む活動団体等との連携を図る。
- 若者の力を地域活動に活用するため、高校、大学等との連携を図る。

2 住民参加・人材育成の促進

地域住民の地域における自立した生活を支援に活動へ参加していくことが重要であり、その提供、さらには人材の養成・確保のための事業

【現状と課題】

地域住民が自立した生活を送るためには、それを支える社会的機運の高まりが必要です。そのため、地域住民による活動のすそ野の拡大やその意義について理解できるよう、情報提供や様々な相談への対応が必要であり、地域住民による活動が円滑に継続できるような環境の整備が求められています。

- 町会活動等への参加者の減少
- 地域で活動している特定の人への負担の集中
- 地域活動の担い手の高齢化と後継者の不足
- 地域福祉コーディネーターの活用
- 地域活動に参加する機会の拡大

【推進の方向性】

地域福祉を進めるためには、福祉はすべての人にとって「自分自身の問題」であるという意識づくりと、市民自らの活動への参加が大切です。

また、市民主体によるボランティア活動が地域の実情にあった活動へと結びついていくことが重要です。

このためにも、市民の意識や気運を高め、住民参加の機会を提供するとともに、地域で核となる役割を担う人の育成を支援します。

- 地域における活動の核となる人材の育成や掘り起こし
- 知識や技術、経験を生かしながら活動に参加できる仕組みの構築
- ボランティアなどの地域活動の体験や研修等の機会の提供
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- 住民参加の機会の拡大

策定委員会・地域福祉懇談会・意識調査での意見等

- ・ 65歳以上の一人暮らしの男性が孤独感を感じている。女性同士は有形、無形のつながりがあるが、男性は孤独である。どうすればフォローできるかと思っており、茶話会に声をかけても、10人のうち2、3人しか来ない。
- ・ 私達自身がたくさんの町会行事に参加することによって、子どもと一緒に行事に参加する親のなかで、将来、地域福祉活動に参加してくれそうな方々を開拓したり、子ども達を通して、将来、お父さん方も町会の手伝いをしてくれるのではないかと期待しながら取り組んでいる。
- ・ 65歳になっても元気な独居者に、ふれあい事業と一緒に活動しないかと話すと、自分はまだ元気だから要らないという答えが良く返ってくる。しかし、元気なうちにみんなと仲良くなって、元気でなくなったときに、スムーズに我々が援助できるようにしたいと思っている。顔を広めて仲良くなるような体制ができれば良いと思う。
- ・ 地域住民を社会から孤立化させないためには町会活動に参加させていく努力が求められると思う。

(意識調査の結果)

- ・ 現在、地域活動に参加していない理由として「他にすることがあり、時間がないから」(51.9%)が最も多く、以下「地域活動に関する情報がないから」(23.9%)、「特に必要を感じないから」(20.5%)であった。

するためには、住民自らも「サービスの担い手」としての意識を高めながら、主体的ためにも、生きがいつくりや交流事業などの充実に努めるほか、活動への参加機会のへの参加の促進を図ります。

私達の目標

- 地域福祉に関心を持ち、自分の知識や技術、経験を生かしつつ、できることから活動に参加していく。
- 声かけ等による近隣との日常的なつながりのなかで、見守りや安否確認を自然な形で行えるような近所付き合いを心がける。
- 活動に参加する際には、周囲にも積極的に声をかけ、誘い合う。
- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、つながりをつくる。
- 健康づくりを心がけ、社会活動に積極的に参加できる身体と心を保つ。

地域の目標

- 行政や活動団体、地域住民で福祉に関する話し合いや情報交換ができる機会を設ける。
- 住民同士が知り合うきっかけをつくる。
- 町会館や集会場などの身近な施設で地域活動の体験ができるようにするなど、住民参加の機会や情報を提供する。
- 住民が個々に持っている知識や技術、経験を生かせる機会を設ける。
- 住民に関心を持つような活動テーマを設け、参加しやすい環境をつくる。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、若い世代や働き盛り世代の参加を促進する。

行政の目標

- 出前講座や定期的な地域福祉懇談会の開催等を通じて、地域活動に対する興味、関心を高め、参加を促進する。
- 地域活動に関する情報の提供を充実する。
- 福祉施策の立案や推進に、年齢、性別、障がいの有無に関係なく、市民が参画できる機会を提供する。
- 子育てや介助など地域福祉に関わる講習会等を企画する。
- ボランティアやNPO法人等の活動を支援し、地域における活動の核となる人材を育成する。

3 活動団体の連携体制の整備

少子高齢化や核家族化の進行などにより、公から、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスの構築が求められています。

このため、多様な民間の活動団体が担い手として、専門的な知識・能力を活用しながら、きめ

【現状と課題】

本市においては、多様な民間の活動団体によりそれぞれサービスが提供されていますが、このような団体が有機的に連携・協力しネットワークを形成することは、地域住民の活動を支援する基盤づくりとして重要であり、また、市民意識の向上とニーズの多様化・複雑化などにより、保健・福祉・医療・教育・住宅などの多種多様な専門的知識に基づくサービスの提供が求められています。

- 専門分野の知識だけでは市民のニーズに対応できない実態
- 異業種、異分野による連携の必要性
- 多様なサービスメニューの必要性

【推進の方向性】

地域住民による活動が継続的に行われていく過程において、活動団体同士に生まれる多様なネットワークは、活動に新たな視点と発見をもたらすとともに、活動を円滑に進める推進力になります。

そのためにも、相互の理解が得られるよう、情報交換や行政と事業者の横断的な連携を推進します。

- 活動団体同士の交流、意見交換の機会の設定
- 活動団体等が個々に持つ情報の共有や専門的なノウハウを活用した連携
- 企業を含む様々な団体が連携・協働して活動する機会の創出
- 住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築

策定委員会・地域福祉懇談会・意識調査での意見等

- ・ 地元に関わる内容の会議を開催するときは、町会の福祉部だけでなく、関係機関に広く参加してもらい話し合いをすることは、これからの担い手を育てる意味でも、大変良いことだと感じた。
- ・ 地域福祉推進のモデル地区である万代町での懇談会のようなものは絶対に必要と思う。我々は見守りのなかで困った人を見つけることはできるが、措置はできないので、情報をどこにつなげば良いのか確認する意味で、そのような会議を定期的に持つことは非常に大事と思う。

(意識調査の結果)

- ・ 地域活動のためには、活動団体同士のネットワークをつくり、知識や情報を共有することが重要であるとし、何らかの団体と連携することが望ましいと回答した人は91.5%であった。

的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題が生じてきていること
スで対応することを原則としつつ、住民や地域が主体的に関わる「共に支え合う社会」

なり、相互に連携することによって、それぞれの団体が有する情報を共有するととも
細かな活動を行うことにより地域の課題の解決をめざします。

私達の目標

- 様々な団体の活動に関心を持ち、交流の輪を広げていく。

地域の目標

- 個々の団体で対応できない課題は、他の団体の取組みを参考にしたり、関係団体と連携するなどにより、解決策を見出していく。
- 地域包括支援センターや活動団体が連携し、地域の課題に迅速に対応できるようにする。
- 活動団体同士の交流の機会を設け、相互の立場を尊重し、信頼関係を築く。

行政の目標

- 従来の町会、民生委員・児童委員、在宅福祉委員を主体とした活動に加えて、社会福祉協議会や地域福祉コーディネーター、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、福祉施設、地域包括支援センター、医療機関、PTA、学校、企業等が連携した、総合的なネットワークの構築を進める。
- 活動団体に関する情報の提供を充実する。

4 情報の共有化の促進

地域における福祉の実情をよく把握しているなどでは、それぞれが地域で活動し、様々なとする人への対応が円滑に進められることが

【現状と課題】

複雑化・多様化した地域の生活課題を解決するためには、きめ細かなサービスが迅速かつ適切に提供されなければならないことから、地域福祉の推進に大きな役割を担っている町会、民生委員・児童委員、関係団体、事業者および行政が個々に持つ情報を共有することが求められています。

一方で、個人情報保護法をめぐって、名簿の作成中止、関係機関に対する必要な情報提供の抑制など、「過剰反応」といわれる状況が一部にみられています。

- 活動団体等が個々に持つ情報の共有化の必要性
- 個人情報保護に対する過剰反応

【推進の方向性】

有効な情報が共有できないために支援が遅れたり、生活課題に対応できないという状況を回避するため、「生きた情報」をキーワードに、関係機関が有機的に連携し、情報の共有化によるネットワークづくりを進め、迅速・的確なサービスにつなげる体制の構築に努めます。

- 活動団体同士の交流、意見交換の機会の設定
- プライバシーや個人情報の取扱いに関する正しい知識の普及・啓発

策定委員会・地域福祉懇談会・意識調査での意見等

- ・ 横のつながりは必要だが、個人情報の問題もあり難しい。在宅福祉委員と民生委員では、個人情報の取扱いがネックになっていると思う。
- ・ 町会は世帯の情報をどこからももらえず、足を運んで情報を集めている。在宅福祉委員や民生委員など、それぞれで情報を持っていても共有できていない。守秘義務はそれぞれあるが、地域でのつながりがあれば、見守りの体制は安心できると思う。
- ・ 民生委員の仕事で回っていると、何かあったら頼むと言われるが、個人情報は教えてもらえない。それではどうすれば良いのか、どうすれば地域福祉の考えが市民一人ひとりに浸透していくのかと思う。

(意識調査の結果)

- ・ 地域福祉を活性化させるため「地域活動に関する情報が入手しやすい仕組みを充実する」と回答した人が最も多く59.2%であった。

町会や民生委員・児童委員，在宅福祉委員，社会福祉協議会，地域包括支援センター支援を行っていますが，個々が持つ情報を共有化することにより，地域で支援を必要ら，基本的人権に配慮しながら，情報の共有化を促進します。

私達の目標

- 声かけ等による近隣との日常的なつながりのなかで，福祉サービスを必要とする人がいれば関係機関に相談，連絡する。
- 個人情報保護の意味と目的を正しく理解する。
- 情報を提供する側と，提供を受ける側の信頼関係を築く。

地域の目標

- 行政や活動団体，地域住民で福祉に関する話し合いや情報交換ができる機会を設ける。
- 地域活動に要する情報の共有の仕方について，関係団体で協議する。
- 個人情報保護の意味と目的を正しく理解し，個人情報を適切に取り扱う。
- 情報を提供する側と，提供を受ける側の信頼関係を築く。

行政の目標

- 公的なサービスに関する情報の内容や提供手段を充実する。
- 出前講座や地域福祉懇談会の開催等に関する情報を提供する。
- 個人情報の共有の考え方について関係団体と整理する。

5 地域資源の活用

地域福祉の目的の一つは、地域住民の参加を身近な地域で相談し、地域住民が必要な情報が求められることから、地域の身近な交流の情報とともに、施設職員が有する知識を生か

【現状と課題】

市内には、総合福祉センターや町会館、集会所などを拠点として、様々な地域活動が展開されていますが、それ以外にも福祉施設や医療機関等、活動拠点となり得る施設が数多くあります。

これからは、活動拠点としての場の確保とともに、地域において地域包括支援センターや福祉施設等の専門職員が有する知識のほか、当該地域の取組みに関する情報が得られ、必要なサービスにつながる体制の構築が求められています。

また、社会貢献活動に取り組んでいる企業も多く、それらが持つ人的、物的資源の活用が期待されます。

- 地域活動の拠点となり、地域住民が気軽に集える場の確保
- 各施設の機能や役割の相互理解、補完関係の構築
- 福祉施設等の専門職員の地域活動への参加
- 企業による社会福祉活動の促進

【推進の方向性】

町会館をはじめ、保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設などのほか、町会、民生委員・児童委員、在宅福祉委員、社会福祉協議会、地域福祉コーディネーター、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、地域包括支援センター、医療機関、PTA、学校、企業等の社会資源を活用し、身近な地域での相談や福祉サービスにつなげる体制の構築と地域における活動の拠点の拡充など、ソフト・ハード両面にわたる活動の促進に努めます。

- 地域におけるマンパワーの掘り起こし
- デザインの要素を取り入れたコミュニティ（地域社会）の構築や福祉課題の解決、意識づくりの啓発
- 福祉施設が持つ情報や施設職員が持つ専門的知識の活用
- 地域包括支援センターの機能の拡充
- 社会資源としての企業との連携

策定委員会・地域福祉懇談会・意識調査での意見等

- ・ 地域包括支援センターとしては、直接は対象とならない場合でも、何らかの制度につなげるように支援しているが、単独では困難なので、民生委員に協力をお願いして対応している。
- ・ 在宅福祉委員は安否確認の声かけで玄関まで、それ以降は担当民生委員に連絡、それでだめであれば、地域包括支援センター、相談機関というルートをつくっている。
- ・ 個人情報など外に出せない問題を抱えている場合などは、法的な相談をする場所での相談が多くなってきている。難しい問題も出てくるので、そういうところと連携していけたら、もっと支援できると思う。

（意識調査の結果）

- ・ 現在、社会貢献活動に取り組んでいる企業等は69.6%で、そのうち、今後、活動の拡充を予定しているのが10.9%、現在の規模を維持していくのが72.7%であった。

促し、地域のなかで共に支え合う体制を構築することですが、その実現のためには、得られることが重要であり、また、住民と地域において活動している人との交流などの場としての町会館などの利用のほか、地域包括支援センターや福祉施設などが有する取組みを促進します。

私達の目標

- 地域福祉に関心を持ち、自分の知識や技術、経験を生かしつつ、できることから活動に参加していく。
- 自分達の活動に見合った交流の場を見出す。
- 日頃から地域の相談先、相談機関を認識しておく。

地域の目標

- 身近な地域で地域福祉活動に携われるような場や機会を設ける。
- 町会館や集会所などの身近な施設を地域課題の解決に向けた様々な活動の拠点とするとともに、お年寄りや障がいのある人、子どもなど、誰でも立ち寄れる交流の場として活用する。
- 関係団体同士の連携、ネットワークづくりを進め、機能や役割の補完関係の構築など、地域資源としての強化を図る。
- 企業による社会貢献活動を通じ、企業の力を地域福祉の充実に生かす。

行政の目標

- 身近な地域で相談を受けられる体制を整備し、相談機関の情報の周知を徹底する。
- 活動の場として、空き家や空き店舗などの情報を提供する。
- お年寄りや障がいのある人、子どもなど、一人ひとりの特性に配慮し、地域福祉活動に取り組みやすい環境を整備する。
- 情報提供などにより、企業が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備する。
- ボランティア団体が活用できる場を充実する。

6 共に支え合う意識づくり

地域の課題について公的な福祉サービスだけ
するためには、その意義を市民自らが理解し、
によっては担い手になることもできることか

【現状と課題】

地域福祉に対する意識はあっても、実際の行動に結び付いていない状況があります。地域福祉を推進するためには、市民自らが福祉サービスの担い手であることを自覚し、様々な活動への参加などを通じて自己研さんに励むとともに、地域福祉の意義や地域の特性を知る学習の機会を持つことが必要です。

また、福祉サービスを利用する人と提供する人が対等な立場にあるという意識を共有することが求められています。

- 地域福祉に対する必要性の認識と実際の行動に結び付いていない実態
- 共に支え合う意識の共有
- 福祉サービス利用者の尊厳の重視と権利の擁護に関する意識の啓発
- 福祉サービスに関する情報の積極的な取得
- ボランティア意識の育成

【推進の方向性】

地域福祉を推進するためには、地域で生活するすべての人がお互いに理解し合い、思いやる必要があることから、行政、社会福祉協議会が主体となって地域に出向き（アウトリーチ）、地域福祉懇談会での意見交換を通じて、こうした意識のさらなる普及・啓発に努めます。

- 地域住民が主体となって活動するという意識づくり
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 心のバリアフリーの推進
- 地域活動に関する研修等への参加の促進
- 地域住民や活動団体との定期的な意見交換の機会の確保
- 幼少期からの意識づくり

策定委員会・地域福祉懇談会・意識調査での意見等

- ・ 福祉行政について、いろいろな立場の方がたくさん集まり熱心に議論していても、対象者に伝わっていないことが残念である。関わっていく方のノウハウはできていると思うので、受け皿の人達を今後どうするかを課題にすべき。
- ・ 昔は国でいろいろな社会福祉政策を実行していたが、今はそれができなくなったので、それぞれの地域で工夫してやることになり、そうすると、地域福祉にどれくらい関心を持っているかにより、地域で住んでいる人達が受ける福祉事業の中身が変わってくる状況になる。
- ・ 行政の動きを待つだけではなく、自分たちで行動に移していくことが重要だと思う。そして、行政と地域住民が互いに協力し合って、活動、支援を行っていけるような社会になれば良いのではないかと考える。

(意識調査の結果)

- ・ 地域福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係については「行政だけでなく、地域住民も積極的に取り組むべきだと思う」と回答した人は66.5%、「家庭や地域で助け合いができない場合に限って、行政が支援すべきだと思う」と回答した人は14.8%であった。

では十分に対応することができなくなっている状況を踏まえ、地域福祉を推進する責任と自覚を持って参加していくことが重要であり、福祉サービスの受け手が場合から、共に支え合う意識づくりに取り組みます。

私達の目標

- 福祉を特定の人だけのものではなく、自分もいつかは関わる問題としてとらえる。
- 地域福祉に関心を持ち、自分の知識や技術、経験を生かしつつ、できることから活動に参加していく。
- 普段から何でも話し合える仲間や友達をつくり交流を深める。
- 自らの生きがいづくりとして地域活動に参加してみる。
- 各種の交流会や学習会に積極的に参加し、知識の習得に努める。
- 地域での子育てやボランティア活動などについて関心を持つ。
- 日頃から地域の相談先、相談機関を認識しておく。
- 個人でできることは自分達で担うという意識を持つ。
- 声かけ等による近隣との日常的なつながりのなかで、見守りや安否確認を自然な形で行えるような近所付き合いを心がける。
- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、つながりをつくる。
- お年寄りや障がいのある人などへの無理解、偏見をなくする。

地域の目標

- 地域活動において協力や分担のできることを話し合う。
- 町会館や集会所などの身近な施設で、お年寄りや障がいのある人、子どもなどとの交流の機会を設ける。
- ボランティアなどの地域活動が体験できる機会を設ける。
- 地域でできることは地域で担うという意識を持つ。
- 各種事業を通じて、地域を基盤とした福祉教育の推進を図る。

行政の目標

- 福祉副読本の活用などにより、学校における福祉教育の充実を図る。
- 出前講座や定期的な地域福祉懇談会の開催等を通じて、全市的に地域福祉の意識づくりを図る。
- 地域活動への参加を通じた生きがいづくりを進める。
- 活動団体同士の交流の機会を設け、活動の輪を広げる。

VI 地域福祉計画を推進するための施策

地域福祉をより一層推進するために、次の4つの施策を展開することとします。

なお、それぞれの施策の推進にあたっては、社会福祉協議会をはじめ、地域福祉コーディネーターや関係団体、関係部局とも連携しながら取り組んでいきます。

1 適切な圏域の設定

(1) 施策の必要性

地域福祉活動では、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになるため、自ずとそのような課題が見えるような、小さな圏域を単位として行われることとなります。

一方現状では、町会や民生委員・児童委員、学校、地域包括支援センターなどの団体の活動内容により活動範囲（圏域）が重層的に設定されており、それぞれの圏域において個別に活動が展開されていますが、地域福祉活動をより効率的に進めるためには、取組みに応じた圏域が求められます。

(2) 施策の進め方

モデル地区での事業活動などを踏まえ、既存の重層的な圏域を生かしながら、活動内容に応じた適切な圏域のあり方を研究します。

2 地域福祉コーディネーターの配置

(1) 施策の必要性

社会福祉協議会では、2名の社会福祉士を地域福祉コーディネーターとして配置し、モデル地区を中心に福祉相談を実施するとともに、地域福祉懇談会において、住民や関係団体との意見交換を行いながら、ネットワークの構築を進めており、今後とも、地域の福祉課題の解決を支援する調整役としての活動が求められます。

(2) 施策の進め方

モデル地区での活動内容を検証しながら、全市的な地域福祉活動の展開を見据え、地域福祉コーディネーターの活動範囲や配置の仕方、適正な人数、人材の養成・確保等について、社会福祉協議会と検討します。

3 モデル地区での実践

社会福祉協議会が指定するモデル地区での各種事業を継続しながら、圏域の研究や地域福祉コーディネーター業務の検証をしていくとともに、区域の拡大について検討します。

4 地域福祉活動の核となる人材の育成

(1) 施策の必要性

地域福祉活動は地域住民が主体的に参加することが重要であり、そのためには、活動の意義や必要性を住民自らが理解し、行動することが重要です。

このため、地域福祉の理念を地域に浸透させ、地域福祉コーディネーターや関係団体と連携しながら、それぞれの地域のなかで福祉活動の核となる人材が求められます。

(2) 施策の進め方

社会福祉協議会や地域福祉コーディネーターと連携しながら、人材育成講座を開催し、地域において福祉活動の核となる人材を発掘、育成します。

【策定委員会での意見】

- ・ 圏域については、横断的な政策を見直しながら、改めて適切な圏域を検討し設定することは必要と思うので、「設定を前提とした研究」などの強制力がある表現とした方が良いと感じた。
- ・ 地域のニーズに応えるためには、地域福祉コーディネーターの専従化が必要であり、「専従化」、「システム化を前提に」等の言葉を加え、強制力を持たせて進めるべきである。
- ・ 住民が主体となって活動しているので、その方々をどのようにサポートしていくか、その役割に沿った養成内容を考えていく必要があるのではないかと。
- ・ 計画を「絵に描いた餅」にしないため、計画執行に足る予算、特に地域福祉コーディネーターの専従化に係る予算の確保について、明確にした方が良い。

Ⅶ 計画の推進

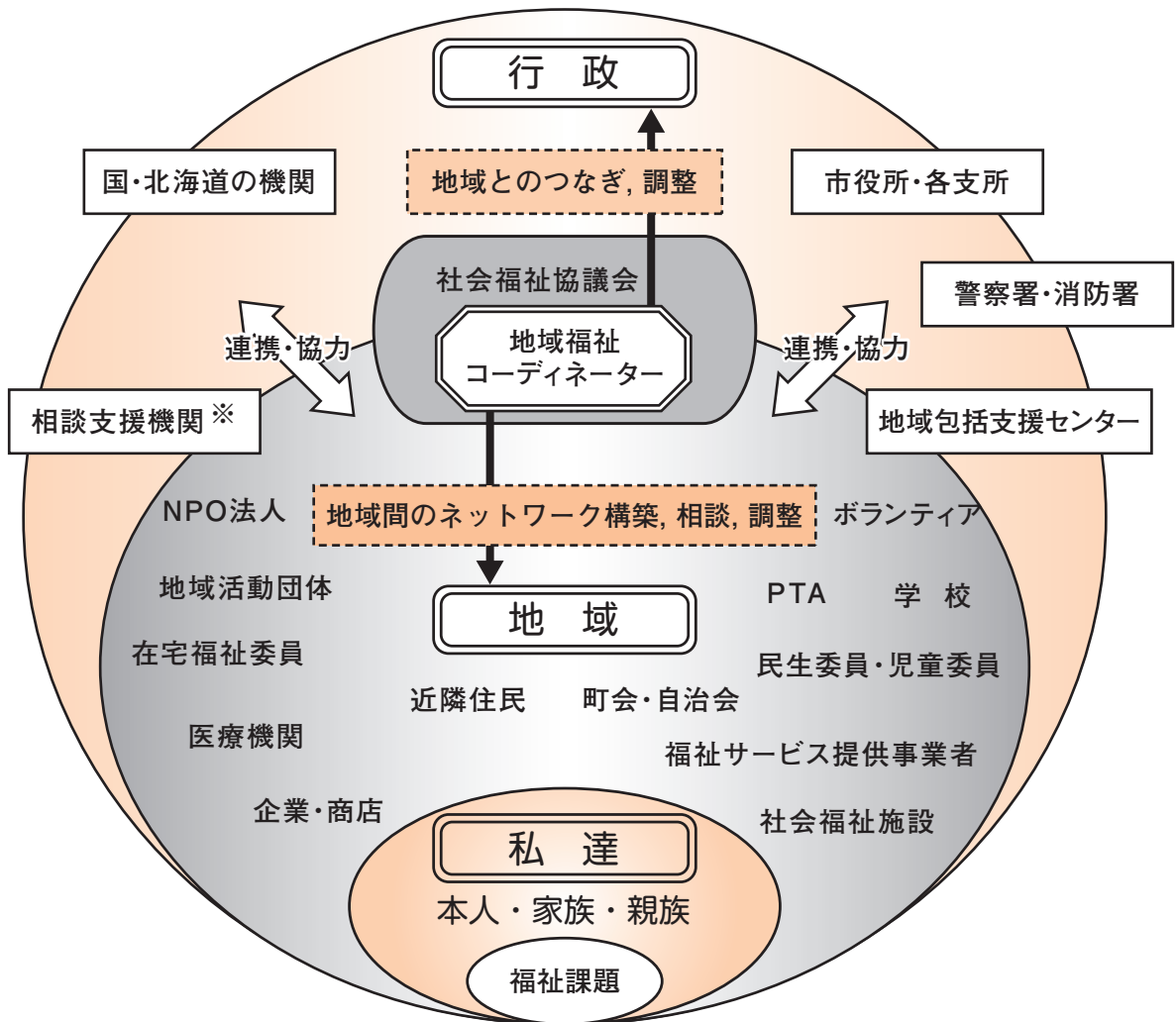
地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりが地域福祉の意義と必要性を認識し、共に支え合う社会の一員であることを自覚して行動することが大切です。

地域福祉の推進にとって、あらかじめ用意された答えはなく、その答えも一つではありません。地域の住民や活動団体と行政が、それぞれの立場で知恵や力を出し合い、共に手を携えて解決の途を見い出し行動していくことが、その第一歩です。

計画の推進にあたっては、このような考え方が住民一人ひとりに共有され、地域に広がり積極的な活動につながるよう、モデル地区をはじめ市内全域において地域福祉懇談会を定期的を開催し、地域福祉の理念の普及に努めるとともに、地域福祉活動の課題や取組み状況などについて意見交換を行い、関係部局とも連携しながら、計画の評価、検証を行います。



<地域での支援体制（イメージ図）>



相談支援機関※

児童相談所, 法テラス, 消費生活センター, 女性センター, 障害者生活支援センター など

資料編 □

計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成 25 年 5 月 28 日	○「函館市地域福祉計画策定委員会」設置 (委員 18 名, うち一般公募委員 2 名)
7 月 18 日	○第 1 回 地域福祉計画策定委員会開催 ・正副委員長の選出について ・第 3 次函館市地域福祉計画策定の進め方について ・地域福祉に関する意識調査(案)について ほか
8 月 26 日 ↳ 9 月 27 日	○6 圏域 地域福祉懇談会開催 (市内 7 か所にて, 地域福祉活動に関する意見交換)
8 月～11 月 地域福祉に関する意識調査実施	
10 月 9 日	○第 2 回 地域福祉計画策定委員会開催 ・6 圏域 地域福祉懇談会での主な意見について ・第 2 次函館市地域福祉計画の取組み状況について ・地域福祉活動の取組み事例の紹介(万代町)について ほか
11 月 29 日	○第 3 回 地域福祉計画策定委員会開催 ・地域福祉に関する意識調査結果報告書(暫定版)について ・第 2 次函館市地域福祉計画の取組み状況について ・「基本的方策」と地域福祉懇談会での意見等について ほか
12 月 19 日	○第 4 回 地域福祉計画策定委員会開催 ・「基本的方策」等の見直し(案)について ほか
平成 26 年 1 月 22 日	○第 5 回 地域福祉計画策定委員会開催 ・第 4 回目意見等と計画(案)の対応について ・「基本的方策」等の見直し(案) 修正箇所について ほか
2 月 13 日	○政策会議に計画(素案)の報告, 協議
2 月 19 日	○市議会民生常任委員会に計画(案)の報告, 協議
2 月 20 日	○計画(案)に対するパブリックコメント(市民意見募集)の実施 (実施について市政はこだてに掲載, 計画(案)を本庁・支所で配布し, 市ホームページに掲載 ～3 月 21 日)
3 月 26 日	○市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告 ○パブリックコメントの実施結果の公表
3 月 27 日	○第 3 次函館市地域福祉計画の決定

函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり、市民の意見等を反映させるため、函館市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 策定委員会は、誰もが住み慣れた地域において自立した生活が送られるよう、社会福祉を取りまく様々な環境の変化に対応した地域福祉の推進を図るため、福祉および教育等関係者ならびに市民の参画のもとに幅広い視点から協議を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に係る調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関し必要な事項

(組織)

第4条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、福祉および教育等の関係者ならびに学識経験を有する者のうちから、市長が指定する。

- 2 委員のうち2人以内は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第7条 策定委員会に委員長1人および副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、策定委員会の会議の議長となる。

- 3 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、一定の地域を定めて、当該地域における福祉、教育、住民組織等の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿

◎委員長，○副委員長

(五十音順，敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等
岡 嶋 一 夫	谷地頭町在宅福祉委員会 委員長
小笠原 愈	一般公募
○ 奥 野 秀 雄	社会福祉法人 函館市社会福祉協議会 会長
風 間 和 夫	函館市中学校長会
亀 井 隆	函館社会福祉施設連盟 副会長
○ 佐 藤 実	函館市町会連合会 常任理事
佐々木 文 子	函館市ボランティア連絡協議会 会長
高 田 由美子	函館市地域包括支援センター連絡協議会 会長
高 橋 政 弘	函館市小学校長会
富 樫 絹 子	一般公募
外 崎 紅 馬	国立大学法人 北海道教育大学教育学部函館校 准教授
永 澤 和 枝	函館の地域福祉を考える会 事務局長
船 橋 優 子	函館市民生児童委員連合会 生活福祉部会長 (理事)
丸 藤 競	N P O 法人 函館市青年サークル協議会 理事長
◎ 三 浦 稔	学校法人西野学園 函館臨床福祉専門学校 非常勤講師
宮 本 和 子	学校法人函館大妻学園 函館大妻高等学校 愛護部顧問
八 木 英 樹	函館市 P T A 連合会 副会長
湯 浅 弥	N P O 法人 小呂野 理事長

■ 第3次函館市地域福祉計画（平成26年3月発行） ■

発行：函館市

編集：函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3289 FAX 0138-26-4090

印刷：有限会社 三和印刷

